

こ支障第 107 号
医政医発 0405 第 1 号
令和 6 年 4 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局障害児支援課長
（公印省略）
厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について

学校等におけるてんかん発作時の坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成 28 年 2 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）及び「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」（平成 29 年 8 月 22 日付け府子本第 683 号、29 生社教第 10 号、医政医発 0822 第 1 号、子保発 0822 第 1 号、子子発 0822 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）により、学校現場等で児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む教員又はスタッフが、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する行為については、一定の条件を満たす場合は、医師法違反とはならない旨、周知されているところです。

これを踏まえ、児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）におけるてんかん発作時の坐薬挿入について、下記のとおり示しますので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、関係部局と連携の上、適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、児童発達支援等において児童等のプライバシー保護に十分配慮がなされるよう強くお願いいたします。

記

児童発達支援等において児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた児童発達支援等の職員又はスタッフ（以下「職員等」という。）が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 児童発達支援等においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、児童発達支援等に対して、やむを得ない場合には当該児童等に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する職員等が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童等がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童等の保護者又は職員等は、坐薬を使用した後、当該児童等を必ず医療機関での受診をさせること。

以上